令和８年度
和歌山県臨時的任用職員（和歌山県立仙渓学園）
任用試験案内

問い合わせ先）和歌山県立仙渓学園
〒６４９－６４３５　紀の川市東三谷９００
TEL　０７３６（７７）３１７２（直通）

１　受付期間・試験日時・試験会場・合格発表

受付期間	**郵送による受付** **令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１２月１０日（木）** **【消印有効】** **※　持参による受付は行いません。**
試験日時	**令和８年１２月１７日（木）午後１時３０分**
試験会場	**和歌山県立仙渓学園**
合格発表	**令和８年１２月２１日（月）午前１０時００分** **※　合格者にのみ通知します。**
試験実施機関	和歌山県立仙渓学園

２　任用予定人数・勤務場所・主な業務内容

任用予定人数	勤務場所	主な業務内容
１名（女性）	和歌山県立仙渓学園	女子寮入所児童の生活指導、学習指導、スポーツ指導、作業指導など

※任期中に勤務場所が変更になることはありません。

３　受験資格

(1)　受験資格は別紙のとおり

(2)　次のいずれかに該当する人は、受験できません。（(ｲ)～(ｴ)は、地方公務員法第16条に規定する人）

(ｱ) 日本国籍を有しない人

(ｲ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ｳ) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

(ｴ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(ｵ) 令和８年１２月２５日に施行の、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者

４　試験等の方法及び内容

面接試験：人物、能力、性格等についての個別面接

５　勤務条件等

任用期間	**令和９年２月１日から令和９年７月３１日まで（６月間）** **（ただし、勤務成績等により令和１０年１月３１日まで更新する場合**

	があります。更新は１回限りです。） **＊８　任用前確認事項に記載の、合格発表後から任用されるまでの間に行う確認への回答状況により、合格者と調整の上、任用開始時期を変更する場合があります。**
勤務形態	週５日（シフトによる勤務） 通常勤務日：午前９時から午後５時４５分（休憩時間１時間） 宿直日：午前１１時３０分から翌日正午まで （週１回程度宿直あり）
給　　料	○給料月額　**２０５，４１８円～２６６，６３６円** （学歴及び経験により考慮します。） このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
福　　利	健康保険(現在任意継続制度等に加入している方も共済組合に加入することになり、その後退職しても以前の任意継続制度には戻れません。)、厚生年金保険
休　　暇	○年次有給休暇　９日（任期の更新により最大２０日） ○特 別 休 暇　忌引休暇（有給）　等
服　　務	地方公務員法の規定による。 守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限(副業の原則禁止）等

６　試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県立仙渓学園に申し出てください。

情報提供の対象者	内容	期間
受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日午後３時から１月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する日を除く。） 午前９時（期間の初日は午後３時）から午後５時４５分まで

７　受験手続及び受付期間

実 施 所 属	和歌山県立仙渓学園
申 込 方 法	下記の申込書類を、下記の申込先へ**郵送により**申し込んでください。 ※　必ず**簡易書留郵便**とし、封筒の表に**「受験申込み」と朱書き**してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申 込 書 類	○履歴書　　１通 ※　必要事項を記入の上、写真を貼付したもの（任意様式） ※　受験資格として資格を有する者は、履歴にその資格を必ず記載すること ※　受験資格として業務経験が必要な場合、その履歴を必ず記載すること ○受験資格を確認できる書類〔受験資格に該当する資格書写し、業務

	従事証明書（参考書式）〕は、面接日までに提出すること。 ○誓約書
申　込　先	宛　先：〒６４９－６４３５　紀の川市東三谷９００ 和歌山県立仙渓学園 電　話：０７３６（７７）３１７２
受付期間	**令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１２月１０日（木）** **【消印有効】**

（注）この任用試験において取得した個人情報は、職員任用試験及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、和歌山県立仙渓学園において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

８　任用前確認事項

こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪事実該当者を、県立仙渓学園で任用後に従事する業務に従事させない等の措置を講じる必要があります。

そのため、合格発表後から任用されるまでの間に、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、任用しません。

【別紙】

受験資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第８２条及び第８３条）

申込日時点で、次のいずれかに該当する者であること

１　保育士の資格を有する者
２　社会福祉士の資格を有する者
３　３年以上児童自立支援事業に従事した者
４　医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
５　精神保健福祉士の資格を有する者
６　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
７　都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
８　学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、１年以上児童自立支援事業に従事したもの又は次に掲げる期間（＊）の合計が２年以上であるもの
９　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、１年以上児童自立支援事業に従事したもの又は次に掲げる期間（＊）の合計が２年以上であるもの
10　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、１年以上児童自立支援事業に従事したもの又は次に掲げる期間（＊）の合計が２年以上であるもの
11　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、３年以上児童自立支援事業に従事したもの又は次に掲げる期間（＊）の合計が５年以上であるもの
12　教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、１年以上児童自立支援事業に従事したもの又は２年以上教員としてその職務に従事したもの

＊　「次に掲げる期間」は以下のとおり
イ　児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
ロ　社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間
ハ　社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)